

## 反時代的「正論」

日本は同意していない  
「台湾は中国の一部」

第27回正論大賞受賞

わたなべとしお

渡辺利夫



拓殖大学学事顧問

何を合意し、  
何を合意しなかったか

中国による覇権掌握への野望は、この野望が達成されるまで長期にわたって持続するものだとわれわれは覚悟しなければならぬ。中国による覇権掌握への最初の、そして最後までつづく重要な課題が、台湾問題である。中国が国共内戦を経て国家統一へと向かう過程で、唯一取り残した地域が台湾だからである。「祖国統一」は中国にとって未完のテーマであり、「台湾統一」が中国にとっての「核心的利益」の、そのまた中心に位置づけられているのは、共産党政権にとっては理の当然である。対中協調も対中配慮も、あの大国との関係を御していくためには

時に必要ではあろうが、こと台湾の帰趨については、法理に厳粛に添い、原則にもとづく外交を譲ってはならない。ここを譲れば、日本の対中外交の扇の要が崩れてしまいかねない。

現在の日中関係の基点は、1972年の「日中共同声明」である。そこで何が合意され、何が合意されなかったのかに、つねに立ち返りながら報道に当たる。そういう姿勢を日本のジャーナリズムは堅持しなければならぬ。

岩波書店といえば、日本のジャーナリズムの老舗である。その岩波の広辞苑といえば、日本語の用語の原典的な意味をもつ辞書である。この辞書に「日中共同声明」の項が初めて記載されたのは、1991年の第4版初刷においてであり、そこにはこう書かれてい

た。「一九七二年九月、北京で、田中角栄首相・大平正芳外相と中国（中華人民共和国）の周恩来首相・姬鵬飛外相とが調印した声明。日中の国交回復を表明した」。

事実の坦々たる解説で違和感はない。しかし、1998年の第5版では「日本は中華人民共和国を唯一の正統政権と認め、台湾がこれに帰属することを承認し、中国は賠償請求を放棄した」に変更された。

台湾が中国に帰属することを日本が承認したとは、日中共同声明のどこにも記されていない。「日本李登輝友の会」は記述訂正を岩波書店に求めたのだが、2011年の第6版重版において、「中華人民共和国を唯一の正統政府と承認し、台湾がこれに帰属することを実質的に認め、中国は賠償請求

を放棄した」となった。「実質的に」が挿入され、現在発売中の第7版でもこの記述が踏襲されている。

ついでながら、同版の「中華人民共和国」の項を引いてみると、中国行政区分地図が付され、台湾が中国の26番目の省「台湾省」として掲載されている。さらに、ついでながら、「台湾」の項目を引いてみると、何と「日清戦争の結果一八九五年日本の植民地となり、一九四五年日本の敗戦によって中国に復帰」したとある。歴史的事実をまるで顧慮することのないこんな記述を、広辞苑が記載して恬然たりである。

日中共同声明には、台湾が中国の二六番目の省であるとはまったく書かれていない。日本の敗戦によって台湾が中国に復帰したとい

うのも、記述の誤りである。「日本国は台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」というのが、サンフランシスコ講和条約第2条（b）項の記述である。広辞苑はこの国際法を無視している。

上述の広辞苑問題については、各紙誌が報じてはいたが、いずれも本格的な論調ではなかった。各紙誌も、台湾については関心が薄いのか、そうでなくとも大抵は岩波書店の記述のように考えているのであろう。産経新聞のみが「正論」欄で「広辞苑の台湾記述は誤りである」という拙論を約2千字の紙幅を使って報じてくれた。担当記者の慧眼に深く感謝している。

くだいようだが、現代の日中関係の基点は1972年の日中共同

声明にあり、ここで何が合意され、何が合意されなかったのか。そこにできるだけ周到な理解が必要である。

## 基点となる日中共同声明

雑誌『正論』は、日中共同声明発表から40年を経た2012年9月に特別号を組み、その総タイトルを「日中国交40年汚辱と背信の系譜」として出版した。私もこの号に「かくも深き禍根 台湾―国交正常化の巨大な損失」と題する論文を執筆する機会を得た。

日中共同声明はこういう。「中華人民共和国は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポ

承認も同意もしようがないというべきである。

## 「九二共識」という幻

もつとも、最近の中国が「一つの中国」を主張する場合の論拠は、「1992年コンセンサス」(九二共識)といわれるものにある。九二共識とは、台湾の窓口機関「海峡交流基金会」と中国側の窓口機関「海峡两岸関係協会」との香港協議において、双方が「一つの中国」(一個中国)の原則を守るものの、台湾側はその解釈は双方異なる(各自表述)とし、中国側は文字通りの一個中国を堅持する、というものであったといわれる。

しかし、カイロ宣言と同じくここでも不思議なことがある。香港協議当時の総統であった李登輝氏

ツダム宣言第八項の基づく立場を堅持する」である。ここでいうポツダム宣言第八項とは、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラレベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及び四国並ニ吾等ノ決定スル小島ニ極限セラルベシ」である。

カイロ宣言とは、ルーズベルト、チャーチル、蒋介石が昭和18年(1943)11月にカイロで行った会談後に発表された声明だ、といわれる。カイロ宣言は次のように記す。「満州、台湾及び澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スル」。カイロ宣言は三首脳の署名さえ付されない極秘文書であり、公文書としては存在していない。日本の領有権放棄後の台湾の帰属が、これによって定まったわけではない。

も、香港協議に参加した海峡基金交流会理事長の辜振甫氏も、九二共識の存在をそもそも認めていない。多分に「幻の合意」なのだが、そんなことに意を介する中国ではない。一個中国という幻の合意だけが、中国の強引な独自解釈によって、いつの間にかやたら確定的な合意であったかのように「政治化」されてしまったのである。

とはいえ、九二共識は、所詮は中台双方の問題であって、日本が云々すべきテーマではない。一言付け加えておけば、この問題についての私の論評は産経「正論」欄に「台湾の現状維持は後退しない」(2016年12月8日付)として掲載された。

日本は法治社会である。国内はもとより、特に国際間の取りきめには忠実でなければならぬ。と

二つのことを確認しておこう。日中共同声明において、日本は中国の立場を「十分理解し、尊重」するといっているのだから、それ以上でもそれ以下でもない。日中共同声明の直前に訪中したニクソン米大統領が、中国と協議したうえで「上海コミュニケ」と通称される米中共同声明を発表した。そこにはこうある。「米国は、台湾海峡の兩岸のすべての中国人が、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部分であると主張していることを認識している(acknowledge)」である。日本の「理解し、尊重」するは、米国の「認識する」と同義であり、日本側が中国側の主張を「承認」したのでも、それに「同意」したのでもない。そのうえ、依拠すべきカイロ宣言が公文書として存在しないのであれば、

いうより、つねに国際関係の基点にある取り決めに回帰しつつ、それに厳粛に向き合っていることを論じる。この姿勢を崩してはならない。日中関係や日台関係を論じる場合の基点に位置するものは、日中共同声明である。これを基点としない議論はすべてが空虚なるものであって、言説とはいえない。

雑誌正論が創刊45周年を迎えた。文字通りの正論を吐く、わが国においてはほとんど唯一のこの月刊誌がなお強い生命力を保ち次代を担っていつてほしい。深い敬意とともに、心からそう祈念して祝意を申し述べる。

渡辺利夫氏 昭和14年、山梨県出身。38年慶応大学卒業。東京工業大学名誉教授。拓殖大学学長、総長を歴任し、現在学事顧問。日本李登輝友の会会長も務める。